

# 生産情報公表牛肉についての 生産行程管理者等の認証の技術的基準

## 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う生産情報公表牛肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 1794** 生産情報公表牛肉

## 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 1794**による。

### 3.1

#### 個体識別番号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下“牛トレサ法”という。）第2条第1項に規定する番号

### 3.2

#### 個体識別情報

牛の個体を識別するために必要な情報として生産行程管理者等が指定する番号、記号その他のもの

### 3.3

#### 管理者

生産行程管理者等の職員又は外注管理の受託者であって、牛の所有者その他の牛を管理する者

## 4 生産及び保管に係る施設

### 4.1 生産に係る施設

次の条件に適合していなければならない。

- 生産に係る記録をする場所が、生産情報の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。
- と畜場が、**JAS 1794** に従って生産された牛のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の牛と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。

### 4.2 保管に係る施設

次の条件に適合していなければならない。

- a) **JAS 1794** に従って生産された牛肉を、他の牛肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。
- b) 生産情報の記録を、他の記録と区別して3年間保存するのに支障のない広さ及び構造であること。

## 5 生産行程の管理又は把握の実施方法

**5.1** 生産行程の管理〔外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。〕又は把握を担当する者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- b) 次の事項に対応させた、生産情報の一元的な記録及びその記録の保存
  - 1) 国内で出生した牛にあつては、個体識別番号
  - 2) 輸入された牛にあつては、次の事項
    - 2.1) 出生から牛トレサ法第9条の規定によって個体識別番号が通知されるまでの間にあつては、個体識別情報
    - 2.2) 牛トレサ法第9条の規定によって個体識別番号が通知されてからとさつまでの間にあつては、個体識別番号
  - 3) 1)及び2)の牛以外の牛にあつては、個体識別情報
- c) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

**5.2** 管理者に次の職務を行わせなければならない。

- a) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、牛が出生した時に当該牛の管理者が当該牛の個体識別情報を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該牛に装着するとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該物体が牛から取り外されることのないよう管理すること。ただし、輸入された牛にあつては、牛トレサ法第9条の規定によって個体識別番号の通知を受けた後は、この限りでない。
- b) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者同一の者でない場合にあつては、管理者において個体識別番号等に対応させて牛の個体ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。
- c) やむを得ない理由によって、個体識別番号を表示した耳標又は個体識別情報を表示した耳標その他の物体が牛から取り外されたときは、これに代わって当該牛の個体を識別するための措置を生産行程管理者等の指示によって講じること。

**5.3** 牛肉の生産情報の公表を担当する者（生産行程管理者等の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に、当該牛肉の生産情報を個体識別番号又は個体識別情報ごとに、とさつされた日から3年以上公表させなければならない。生産情報以外の情報を公表する場合にあつては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させなければならない。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあつては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめてよい。

**5.4** 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**g)**にあつては、生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて肉用子牛を購入する場合に限る。

- a) 生産情報の記録、保存及び公表に関する事項
- b) と畜処理に関する事項
- c) 牛肉の受入れ、保管及び出荷に関する事項
- d) 苦情処理に関する事項
- e) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項
- f) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- g) 肉用子牛の購入に関する事項

**5.5** 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該牛のとさつの日から3年以上保存するとともに、生産情報を当該牛のとさつの日から3年以上公表しなければならない。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめてよい。

**5.6** 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

## **6 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数**

### **6.1 生産行程管理担当者**

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（と畜処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- c) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

### **6.2 生産行程管理責任者**

次による。

- a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、認証機関等が指定する講習会（以下“講習会”という。）において牛肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。
- b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において牛肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。

## **7 格付の実施方法**

**7.1** 次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項
- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後にJAS 1794に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 記録の作成及び保存に関する事項
- f) 生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
- g) 認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

**7.2** 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

**7.3** 牛肉に付与する個体識別番号、個体識別情報又は荷口番号の伝達が適切に行われることが確実と認められなければならない。

**7.4** 生産情報公表牛肉の表示が **JAS 1794** の**箇条 7** の基準に従い、適切に行われることが確実と認められなければならない。

## **8 格付を担当する者の資格及び人数**

### **8.1 格付担当者**

格付担当者として、**6.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表牛肉に係る格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

### **8.2 格付責任者**

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として 1 人選任されていなければならない。

#### 制定等の履歴

|      |   |                          |
|------|---|--------------------------|
| 制    | 定 | 平成15年10月31日農林水産省告示第1796号 |
| 改    | 正 | 平成18年2月22日農林水産省告示第186号   |
| 改    | 正 | 平成20年11月11日農林水産省告示第1609号 |
| 改    | 正 | 平成26年2月25日農林水産省告示第298号   |
| 改    | 正 | 平成28年6月1日農林水産省告示第1261号   |
| 改    | 正 | 平成30年3月29日農林水産省告示第687号   |
| 最終改正 |   | 令和7年3月10日農林水産省告示第364号    |

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和7年3月10日農林水産省告示第364号  
令和7年4月9日から施行する。